

## 派遣マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づきマージン率等について公開致します。

## 1.事業所、事業規模およびマージン率

事業所名	株式会社アキタネット
所在	秋田市東通仲町2番12号

※平成30年6月1日現在

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	(1)労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	(2)派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 ((1)-(2))÷(1)
11	2	17,765	12,110	31.8%

## ■マージン率

派遣先様より株式会社アキタネットに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

## ■マージンに含まれる費用

I. 社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料 労災保険料などの事業主負担分
II. 有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先様へは請求できません)
III. 会社運営経費	
①健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
②営業経費	営業・経理スタッフ人件費、事務所経費、通信費 等
③就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (労務管理、教育訓練、定期巡回費、その他事務管理費等)
IV. 営業利益	派遣労働者の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営経費を差し引いた利益

## 2.教育訓練に関する事項

・情報セキュリティ及び個人情報保護教育 ・SE スキル研修 ・リーダー研修 ・入社時研修